

共創支援オフィスの運営が軌道に乗るまでの、人、資金の獲得が課題 → 共創支援オフィスへの参画費用として、企業から人材や事業費を拠出してもらう際に企業版ふるさと納税の仕組みを活用したい。

【事業の流れ】

資料2-3

I. ふるさと納税活用までの流れ

①地方公共団体（府・2市）が地方版総合戦略を策定。（まち・ひと・しごと総合戦略への位置づけ）



②①の戦略を基に、地方公共団体（府・2市）が地域再生計画を策定。



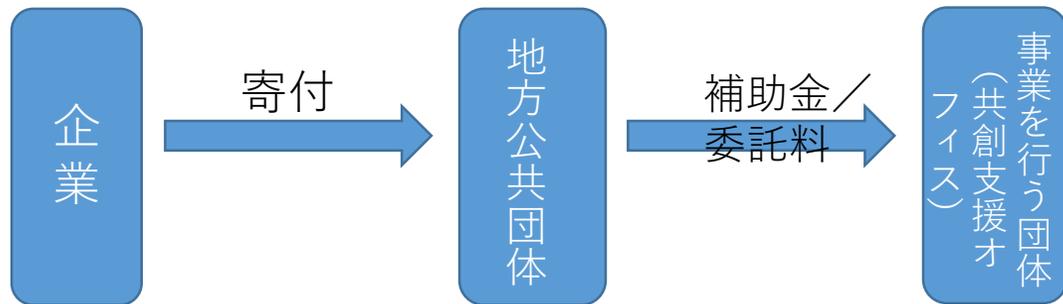
③内閣府が②の認定を行う。

※共創支援オフィスを地方公共団体の『事業』として位置付ける必要がある

○事業を行う団体（寄付金を使うもの）が国研であっても問題はない旨、内閣府地方創生推進事務局に確認済
○吹田市はすでに寄付対象として、「健康・医療産業の創出」事業が認定済

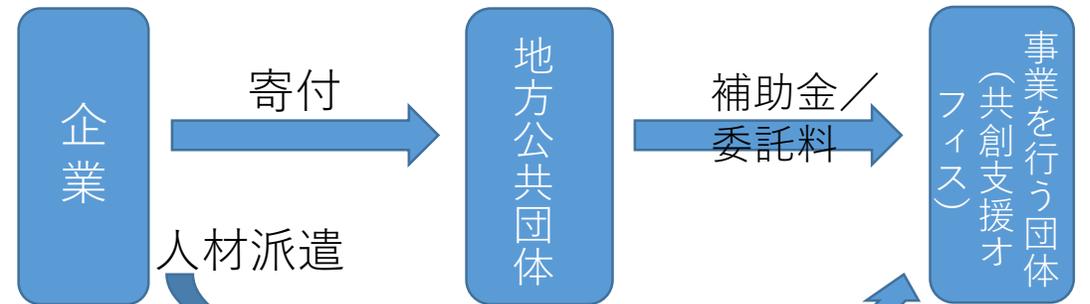
II. 寄付金等の流れ

寄付金（事業費）のみ



所在する自治体・国から減税

寄付金（事業費）と人材派遣



所在する自治体・国から減税

人材採用